

第5章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備等

第1 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

1 はじめに

いわゆる経済の高度化、ボーダーレス化等が進展する中で、公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し、経済学的、あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中、公正取引委員会は、平成15年6月、事務総局内に「競争政策研究センター」(CPRC: Competition Policy Research Center)を発足させた。同センターでは、中長期的観点から、独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するため、独占禁止法や経済学等の専門家等の参画を得て、研究活動を行うほか各種セミナー等を開催している。

2 ディスカッション・ペーパーの公表

競争政策研究センターでは、競争政策上の先端的な課題について、学識経験者等が、所長、主任研究官、公正取引委員会の職員等と議論しながら、執筆者の名義・責任の下にディスカッション・ペーパーを公表してきている。令和5年度においては、2本のディスカッション・ペーパーを公表した(第1表参照)。その内容は競争政策研究センターのウェブサイト(<https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>)上に全文が掲載されている。

第1表 ディスカッション・ペーパー(令和5年度公表分)

	公表年月日	タイトル・執筆者(注)
1	5. 6. 30	「アルゴリズムに基づく協調的行為に対する規制可能性」 土佐 和生(甲南大学法学部教授・競争政策研究センター客員研究員)
2	6. 3. 25	「Diffusion and Adaptation of Competition Policy in Asia」 青木 玲子(公正取引委員会委員) 五十嵐 俊子(公正取引委員会事務総局官房国際課長) 甲斐 隆之(元アジア開発銀行研究所リサーチフェロー) 佐武 恵梨(元東京大学経済学部リサーチアシスタント) 園部 哲史(アジア開発銀行研究所長) 澤田 康幸(東京大学大学院経済学研究科附属政策評価研究教育センターセンター長・同研究科教授) 植田 真太郎(公正取引委員会事務総局官房総務課経済分析室)

(注) 執筆者の役職は公表時点のものである。

3 イベントの開催

(1) シンポジウム

競争政策研究センターでは、競争政策に関する国内外との交流拠点の機能を果たすため、海外の競争当局担当者や国内外の学識経験者を迎えたシンポジウムを開催している。令和5年度においては、2件のシンポジウムを開催した(第2表参照)。

第2表 シンポジウムの開催状況（令和5年度）

開催年月日	主催者・共催者等	テーマ・講演者等（注）
1 5. 11. 9	[主催者] 公正取引委員会	第22回国際シンポジウム「変化する社会経済におけるG7競争当局の役割」 [モデレーター] 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・競争政策研究センター所長） 青木 玲子（公正取引委員会委員） [パネリスト] Benoît Cœuré（フランス競争委員会委員長） Andreas Mundt（ドイツ連邦カルテル庁長官） 古谷 一之（公正取引委員会委員長） Marcus Bokkerink（英国競争・市場庁議長） Joshua E. Tzucker（米国司法省反トラスト局首席補佐官） Ori Schwartz（OECD競争課課長） Matthew Boswell（カナダ競争局長官） Inge Bernaerts（欧州委員会競争総局戦略・政策局長） Rebecca Kelly Slaughter（米国連邦取引委員会委員）
2 6. 3. 15	[主催者] 公正取引委員会 [共催者] ㈱日本経済新聞社、 大阪弁護士会、大阪 商工会議所、(一社) 電子情報技術産業協 会、(公財)公正取引 協会、神戸大学科研 「プラットフォーム の影響力拡大に伴う 多元的リスクに対応 した次世代規制の包 括デザイン」 [後援] (公社)関西経済連 合会	第6回大阪シンポジウム「生成AIと競争政策～イノベーションのために競争政策が果たす役割とは？～」 [講演者] 品川 武（公正取引委員会事務局官房政策立案総括審議官・競争政策研究センター次長） 高宮 雄介（森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士） 折原 大樹（SB Intuitions 株式会社取締役兼CTO） Ariel Ezrachi（オックスフォード大学教授） [モデレーター] 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・競争政策研究センター所長） [パネリスト] 高宮 雄介（森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士） 折原 大樹（SB Intuitions 株式会社取締役兼CTO） Ariel Ezrachi（オックスフォード大学教授） Christina Shin（マイクロソフトコーポレーションアジア競争法 法務主任） 澁川 和彦（大阪公立大学大学院法学研究科准教授）

（注）講演者等の役職は開催時点のものである。

(2) 公開セミナー

競争政策研究センターは、国内外の学識経験者・有識者を講演者とし、主として学術関係者を対象として、アカデミックな議論を深めることを目的として、公開セミナーを開催している。令和5年度においては、1件の公開セミナーを開催した（第3表参照）。

第3表 公開セミナーの開催状況（令和5年度）

開催年月日	主催者	テーマ・講演者等（注）
1 5. 6. 21	[主催者] 公正取引委員会	第52回公開セミナー（CPRC設立20周年記念シンポジウム）「個人データの利用に関する競争政策・消費者保護政策・個人情報保護政策の交錯」 [講演者] 石井 夏生利（中央大学国際情報学部教授） カライスコス アントニオス（龍谷大学法学部教授） 和久井 理子（京都大学大学院法学研究科教授） 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・競争政策研究センター所長） [モデレーター] 和久井 理子（京都大学大学院法学研究科教授） [パネリスト] 松島 法明（大阪大学社会経済研究所教授・競争政策研究センター所長） 石井 夏生利（中央大学国際情報学部教授） カライスコス アントニオス（龍谷大学法学部教授）

（注）講演者等の役職は開催時点のものである。

(3) CPRCセミナー

競争政策研究センターは、競争政策上の将来の研究課題の発掘等に資するために、有識者による講演（CPRCセミナー）を随時開催している。

(4) BBL（Brown Bag Lunch）ミーティング

競争政策研究センターは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、昼食時間等を利用して、有識者による講演（BBLミーティング）を随時開催している。

(5) 事件等解説会

競争政策研究センターは、公正取引委員会が実施した事件審査や実態調査等について担当者が解説する事件等解説会を随時開催している。

第2 競争政策・法執行における経済分析の活用

1 経済分析の活用状況

公正取引委員会では、独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等において、経済分析の活用を図っている。

令和5年度に結果を公表した独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等のうち、経済分析を活用し、かつ、その内容を公表したものは、次のとおりである。

<企業結合審査>

- 古河電池㈱による三洋電機㈱のニカド電池事業の譲受けについて（令和5年6月28日公表）

- (株)大韓航空によるアジアナ航空(株)の株式取得に関する審査結果について（令和6年1月31日公表。第6章第6 **1** 参照）

<各種実態調査>

- ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書について（令和5年9月21日公表。第4章第2 **3** 参照）
- 使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査について（令和5年10月16日公表。第4章第2 **4** 参照）
- コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査報告書について（令和6年3月6日公表。第4章第2 **6** 参照）

<事後評価>

- 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書について（令和5年10月23日公表。第5章第3 **2** (3)参照）

第3 政策評価等

1 政策評価

公正取引委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき政策評価を実施している。

令和5年度においては、「企業結合の迅速かつ的確な審査」及び「独占禁止法違反行為への厳正な対処」の計2件の事後評価を実施し、政策評価書を公表した。

2 証拠に基づく政策立案

(1) 概要

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、合理的証拠の活用等を通じて政策課題を迅速かつ的確に把握して、有効な対応策を選択し、その効果を検証することが必要である。そのため、政府全体で証拠に基づく政策立案（EBPM）が推進されており、公正取引委員会においても、その実践に取り組んでいる。

令和5年度においては、行政事業レビューの実施を通じて当委員会の予算事業にEBPMを導入し、予算編成過程で活用するなどの取組並びに、後記(2)の「排除措置命令における再発防止策に関する効果検証」及び後記(3)の「学校制服の取引実態に関する事後検証」を行った。

(2) 排除措置命令における再発防止策に関する効果検証

公正取引委員会が過去に行った排除措置命令のうち、再発防止策について、その効果を検証するとともに、より効果的な再発防止策の検討に資する有用な示唆を得ることを目的として、過去に不当な取引制限（独占禁止法第3条違反）に係る排除措置命令を受けたことのある事業者に対するアンケート調査等を実施し、令和5年6月28日にアンケート

調査結果を取りまとめた「排除措置命令における再発防止策に関する効果検証報告書」を公表した。

本報告書では、ロジックモデル（政策に投入されたインプットからアウトカムまでを論理的な「因果の流れ」として整理したもの）を作成し、ロジックモデルで記載した論理的因果関係に基づいて、特に、違反事業者の従業員等の行動変容が実際に生じたかどうか（中間アウトカム）に着目した分析を行った。

本アンケート調査の結果、本件再発防止策（効果検証の対象とした①研修、②監査、③行動指針、④処分規程及び⑤社内通報制度をいう。以下同じ。）全体として、その効果はあったといえる。また、同一事業者における個別の本件再発防止策の相対的な効果をみると、「行動指針の作成等」及び「研修」が、他の本件再発防止策と比較して、独占禁止法違反行為の再発防止への寄与度が高いと評価されていることが分かった。

本アンケート調査の結果を踏まえると、今後、より効果的な再発防止策を検討するに当たっては、再発防止策の実効性を確保する観点から、経営トップの関与、及び研修を軸とした再発防止策間の連携を考慮することが有益であるといった示唆が得られた。

（詳細については令和5年6月28日報道発表資料「排除措置命令における再発防止策に関する効果検証報告書について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/ebpm/230628.html>



(3) 学校制服の取引実態に関する事後検証

平成29年11月に公表した「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」（以下「平成29年報告書」という。）及び令和2年7月に行った制服販売業者に対する排除措置命令等（以下「令和2年命令」という。）について、学校における対応状況や学校制服価格の変化を確認することにより事後検証を行い、令和5年10月23日に「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書」を公表した。

平成29年報告書に係る事後検証の結果、①平成29年報告書の提言事項（「コンペ、入札、見積り合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと」、「制服の仕様が学校独自であることを理由に制服メーカーを指定している場合においてその指定の必要性を見直すこと」等）について、学校における実施が一定程度進展していること、②こうした提言事項の実施が学校制服価格を低減させる効果（何らかの提言を実施した場合、実施から3年後には6.9%の価格低減効果）があること等が確認された。

令和2年命令に係る事後検証の結果、①愛知県豊田市に所在する県立高校6校において制服販売店の情報交換の契機とならないよう行動が取られていること、②学校制服の販売店における価格カルテルに係る合意の消滅後に、豊田各校における学校制服価格が全国の平均価格と比較して相対的に下落していること等が確認された。

近年は物価上昇の影響により家計の負担が大きくなる傾向にあることに鑑みれば、学

校制服購入に係る保護者負担が軽減される意義は大きいと考えられる。本事後検証結果を踏まえると、学校関係者においては、制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、平成 29 年報告書における提言事項の実施を引き続き進めていくこと、また、販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないようにすることが有効・重要であり、これらを踏まえ取組を行うことが期待される。

(詳細については令和 5 年 10 月 23 日報道発表資料「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231023seihuku.html>

